

年管発0430第3号  
令和2年4月30日

地方厚生（支）局長 殿

厚生労働省大臣官房年金管理審議官  
（ 公 印 省 略 ）

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための健康保険法施行規則等の臨時特例に関する省令の公布について

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための健康保険法施行規則等の臨時特例に関する省令（令和2年厚生労働省令第95号。以下「新型コロナ特例省令」という。）が本日付で公布及び施行されたため通知する。

新型コロナ特例省令の内容等については下記のとおりであるので、その内容について御了知いただくとともに、その実施に遺漏なきようお願いする。

## 記

### 1 趣旨

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号。以下「新型コロナ特例法」という。）の施行に伴い、健康保険法（大正11年法律第70号）第183条、船員保険法（昭和14年法律第73号）第137条、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第89条（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第71条第1項の規定によりその例によるものとされる場合を含む。）及び厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成19年法律第131号）第2条第8項の規定によりその例によるものとされる新型コロナ特例法第3条第1項の規定によりみなして適用する国税通則法（昭和37年法律第66号）第46条第1項の規定の例による納付の猶予の特例（以下「納付猶予特例」という。）の申請が多数なされることが見込まれることから、簡易迅速に納付猶予特例の決定に係る判断を行うことが可能な事務処理体制を整備するため、健康保険法施行規則（大正15年内務省令第36号）、船員保険法施行規則（昭和15年厚生省令第5号）、厚生年金保険法施行規則（昭和29年厚生省令第37号）、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第151号）及び子ども・子育て支援法第七十一条第八項に規定する厚生労働省令で定める権限等を定める省令（平成27年厚生労働省令第75号）について所要の読替規定を整備したこと。

## 2 内容

健康保険料（全国健康保険協会が管掌する健康保険の被保険者（任意継続被保険者を除く。）に係るものに限る。）、船員保険料、厚生年金保険料及び子ども・子育て拠出金の納付の猶予及び納付の猶予の取消しの権限に係る事務を日本年金機構（以下「機構」という。）に委任すること。具体的には、納付猶予特例に係る猶予申請書の審査事務及び納付猶予特例に係る許可又は不許可の決定等の事務は、機構において行うこと。

## 3 施行期日

新型コロナ特例省令は公布の日から施行すること。

び保険料の納付の特例等に関する法律（平成十九年法律第百三十一号）及び子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための健康保険法施行規則等の臨時特例に関する省令を次のように定める。

令和二年四月三十日

厚生労働大臣 加藤 勝信

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための健康保険法施行規則等の臨時特例に関する省令

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第百八十三条、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第百三十七条、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第八十九条（子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第七十一条の規定によりその例によるものとされる場合を含む。）及び厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成十九年法律第百三十一号）第二条第八項の規定によりその例によるものとされる新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和二年法律第二十五号。以下「特例法」という。）第三条第一項の規定によりみなして適用する国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第四十六条第一項の規定の例による納付の猶予に係る次の表の上欄に掲げる法令の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）第百五十八條の二第八号	猶予	猶予（新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和二年法律第二十五号。以下「特例法」という。）第三条第一項の規定により国税通則法第四十六条第一項の納付の猶予とみなされる場合を除く。）
健康保険法施行規則第百五十八條の二第九号及び第百五十九條第一項第九号の三	取消し	取消し（特例法第三条第一項の規定により国税通則法第四十六条第一項の納付の猶予とみなされる場合を除く。）
健康保険法施行規則第百五十九條第一項第九号の二	猶予	猶予（特例法第三条第一項の規定により国税通則法第四十六条第一項の納付の猶予とみなされる場合を除く。）
船員保険法施行規則（昭和十五年厚生省令第五号）第百九十条第八号	猶予	猶予（新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和二年法律第二十五号。以下「特例法」という。）第三条第一項の規定により国税通則法第四十六条第一項の納付の猶予とみなされる場合を除く。）
船員保険法施行規則第百九十条第九号及び第百九十七條第一項第三号の三	取消し	取消し（特例法第三条第一項の規定により国税通則法第四十六条第一項の納付の猶予とみなされた場合を除く。）
船員保険法施行規則第二百七十七條第一項第三号の二	猶予	猶予（特例法第三条第一項の規定により国税通則法第四十六条第一項の納付の猶予とみなされる場合を除く。）
厚生年金保険法施行規則（昭和二十九年厚生省令第三十七号）第九十二條第八号	猶予	猶予（新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和二年法律第二十五号。以下「特例法」という。）第三条第一項の規定により国税通則法第四十六条第一項の納付の猶予とみなされる場合を除く。）

○厚生労働省令第九十五号

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和二年法律第二十五号）の施行に伴い、健康保険法（大正十一年法律第七十号）、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）、厚生年金保険の保険給付及

厚生年金保険法施行規則第九十二条第九号及び第九十二条第一項第二号	厚生年金保険法施行規則第八十八条第一項第一号	厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行規則(平成十九年厚生労働省令第百五十一号)第十九条の二第八号	厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行規則第十九条の二第九号及び第十九条の二第九号	厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行規則第十九条の二第九号	子ども・子育て支援法第七十一条第八項に規定する厚生労働省令(平成二十七年厚生労働省令第七十五号)第一条第八号	子ども・子育て支援法第七十一条第八項に規定する厚生労働省令(平成二十七年厚生労働省令第七十五号)第一条第八号
取消し	猶予	猶予	取消し	猶予	猶予	取消し
取消し(特例法第三条第一項の規定により国税通則法第四十六条第一項の納付の猶予とみなされる場合を除く。)	猶予(特例法第三条第一項の規定により国税通則法第四十六条第一項の納付の猶予とみなされる場合を除く。)	猶予(新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和二年法律第二十五号)以下「特例法」という。)第三条第一項の規定により国税通則法第四十六条第一項の納付の猶予とみなされる場合を除く。)	取消し(特例法第三条第一項の規定により国税通則法第四十六条第一項の納付の猶予とみなされる場合を除く。)	猶予(特例法第三条第一項の規定により国税通則法第四十六条第一項の納付の猶予とみなされる場合を除く。)	猶予(新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和二年法律第二十五号)以下「特例法」という。)第三条第一項の規定により国税通則法第四十六条第一項の納付の猶予とみなされる場合を除く。)	取消し(特例法第三条第一項の規定により国税通則法第四十六条第一項の納付の猶予とみなされた場合を除く。)

附 則

この省令は、公布の日から施行する。